

○原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則

- 制定 平成二十七年十月十六日 経済産業省告示第二百二十二号
- 一部改正 平成二十八年四月一日 経済産業省告示第一百十六号
- 一部改正 平成二十九年三月三十一日 経済産業省告示第八十八号
- 一部改正 平成三十年十二月十四日 経済産業省告示第二百四十七号
- 一部改正 平成三十一年三月二十九日 経済産業省告示第八十号
- 一部改正 令和元年七月一日 経済産業省告示第四十六号
- 一部改正 令和二年三月三十一日 経済産業省告示第七十四号
- 一部改正 令和三年三月三十一日 経済産業省告示第六十八号
- 一部改正 令和三年六月三十日 経済産業省告示第三百三十六号
- 一部改正 令和四年十月三十一日 経済産業省告示第八十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則を次のように定めたいので告示する。

（通則）

第一条 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（以下単に「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 原子力発電施設等 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下この条において「整備法」という。）第二条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下この号において「機構」という。）が設置するものを除く。以下同じ。）又は発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条第一号に掲げる再処理施設（機構が設置するものを除く。）、同条第八号に掲げる加工施設、同条第十号に掲げる実用ウラン濃縮施設、同条第十一号に掲げる貯蔵施設、同条第十二号に掲げる廃棄施設若しくは同条第十三号に掲げる最終処分施設

- 二 事業地域 その区域内に原子力発電施設等が設置された市町村の区域若しくはこれらの市町村に隣接する市町村（整備法第四条第七項の規定による同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を、整備法第十条第三項の規定による同意を受けた利便性向上等事業計画が同条第四項において準用する

第四条第一項後段の規定により作成された場合にあつては同項後段に規定する市町村に該当する市町村をそれぞれ含む。）の区域又はその区域内に原子力発電施設等が設置された道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県を含む。）の区域内の市町村の区域のうち次条に規定する措置の対象とすることが特に必要と認められる市町村の区域

（交付の対象）

第三条 経済産業大臣は、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県を含む。）、その区域内に設置された原子力発電施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等を設置する者が当該原子力発電施設等を同法第四十三条の三の六第一項第四号に規定する原子力規制委員会規則で定める基準に適合させるための措置を講ずることにより、当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）を除く。）の稼働が十年以上の期間にわたって停止している道県若しくはその区域内に設置された原子力

発電施設等において、同法第四十三条の三の八第一項の許可により使用する燃料の種類として新たに混合酸化物燃料（ウランの酸化物及びプルトニウムの酸化物を含む核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）をいう。以下同じ。）が追加され、かつ、令和五年六月三十日以降に混合酸化物燃料の使用が開始された道県（以下「対象道県」という。）又はその区域内に設置された原子力発電施設が廃止された市町村（当該原子力発電施設の利用に供する取水路又は放水路（第四条第二項において「関連設備」という。）のみがその区域内に設置されている市町村を含む。以下「対象市町村」という。）に対し、当該変化、停止、使用の開始又は廃止により対象道県の事業地域又は対象市町村の区域の住民の生活、経済及び社会に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響その他状況（以下「影響等」という。）を勘案して特に必要と認めるときは、予算の範囲内において、対象道県の事業地域又は対象市町村の区域に係る次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があること認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものと

する。

- 一 原子力発電施設等理解促進等措置（原子力発電施設等に係る知識の普及等に係る措置をいう。）
- 二 原子力発電施設温排水有効利用措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。）
- 三 原子力発電施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。）
- 四 原子力発電施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備及び運営に係る措置（当該措置のために行う温水若しくは蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施及び計画の策定に係る措置を含む。）をいう。）
- 五 公共用施設に係る整備、維持補修及び維持運営措置
- 六 企業導入・産業活性化措置（企業の導入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、対象道県の事業地域又は対象市町村の区域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る

事業その他これらに準ずる措置をいう。）

七 福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備及び運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置をいう。）

八 地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除く。）をいう。）

2 事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、次のとおりとする。

一 事業費

- (1) 工事費
- (2) 用地費及び補償費
- (3) 調査設計費
- (4) 設備費

- (5) 調査費、広報費及び研修費
- (6) 維持運営費
- (7) 事業運営費
- (8) 附帯雑費
- (9) 一般事務費
- 二 補助金
 - (1) 補助金
 - (2) 一般事務費
- 三 出資金
 - (1) 出資金
 - (2) 一般事務費
- 四 貸付金
 - (1) 貸付金

(2) 一般事務費

五 基金造成費（第三号に掲げるものを除く。）

(1) 事業運営基金

(2) 施設整備基金

(3) 維持補修基金

(4) 維持運営基金

(5) 一般事務費

3 対象道県に対する交付金は、対象道県が作成する地域振興計画（事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であつて、影響等を勘案して特に必要があるものとして、経済産業大臣が認めるもの）をいう。以下単に「地域振興計画」という。）に基づき、交付するものとする。

第三条の二 経済産業大臣は、その区域内に設置された原子力発電施設等が原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けており、かつ、当該原子力発電施設等の稼働が停止している道府県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道府県を含む。以下、「設置道府県」と

いう。)に対し、その区域内に設置された原子力発電施設等の運転が行われることが見込まれる等、住民の安全確保に資する措置の必要性が特に高いと認められる場合は、予算の範囲内において、住民の福祉の向上を図るための措置を行う事業（災害からの住民の安全確保に資する措置を含む。）に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

2 前項の規定に基づき交付する交付金の交付対象経費については、前条第二項の規定を適用する。

（交付限度額及び交付期間）

第四条 対象道県が作成する一地域振興計画に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の交付金の欄に掲げる交付金の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であって、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成す

る地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

<p>交付金</p>	<p>平成三十一年三月三十一日までに稼働状況が相当程度変化した原子力発電施設等に係る地域振興計画に基づき交付する交付金</p>
<p>金額</p>	<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額）</p>
<p>交付期間</p>	<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して四会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間</p>

<p>令和四年四月一日以降に稼働状況が相当程度変化した原子力発電施設等に係る地域振興計画に基づき交付する交付金</p>	<p>平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日まで稼働状況が相当程度変化した原子力発電施設等に係る地域振興計画に基づき交付する交付金</p>
<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額</p>	<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額）</p>
<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して二会計年度を超えない範囲内において経</p>	<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して三会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間</p>

<p>十年以上の期間にわたって稼働が停止している原子力発電施設等（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の許可を受けている場合（当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情がある場合を除く。）を除く。）に係る</p>	
<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、二十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）</p>	
<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間</p>	<p>経済産業大臣が決定する期間</p>

<p>原子炉等規制法第四十三 条の三の八第一項の許可</p>	<p>地域振興計画（当該原子 力発電施設等が設置され た道県の知事を含む複数 の地方公共団体の長その 他関係者により構成され る会議で決定された事業 地域の将来の在り方に関 する方針と整合的なもの に限る。）に基づき交付 する交付金</p>
<p>地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、 二十五億円を超えない範囲内において経</p>	
<p>地域振興計画ごとに、影響等 を勘案し、当該地域振興計画</p>	

<p>により原子力発電施設等において使用する燃料の種類として新たに混合酸化物燃料が追加され、かつ、令和五年六月三十日から令和十三年三月三十一日までの間に混合酸化物燃料の使用が開始された原子力発電施設等に係る地域振興計画に基づき交付する交付金</p>	<p>経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲において経済産業大臣が決定する額）</p>	<p>が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲において経済産業大臣が決定する期間</p>
--	--	---

2 一の対象市町村に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、その区域内に設置された原子力

発電施設が廃止された日（関連設備のみがその区域内に設置されている市町村にあつては、当該関連設備がその利用に供される原子力発電施設が廃止された日）が属する会計年度（以下この項及び附則第二条において「廃止会計年度」という。）において電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十八年文部科学省・経済産業省告示第二号）第十一条第一項第十一号の規定に準じて算定される金額（二以上の市町村の区域にまたがって設置されている原子力発電施設がその区域内に設置されている市町村にあつては、同条第二項第五号の規定に準じて算定される金額とし、関連設備のみがその区域内に設置されている市町村及び当該関連設備がその利用に供される原子力発電施設がその区域内に設置されている市町村にあつては、同条第一項第十一号の規定に準じて算定される金額を同条第三項の規定に準じて配分される金額とする。）に、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額とし、当該交付金の交付期間は、廃止会計年度の次の会計年度から起算して十会計年度とする。

廃止会計年度の次の会計年度	○・八
右欄の会計年度の次の会計年度	○・七
右欄の会計年度の次の会計年度	○・六

右欄の会計年度の次の会計年度	○・五
右欄の会計年度の次の会計年度	○・五
右欄の会計年度の次の会計年度	○・四
右欄の会計年度の次の会計年度	○・四
右欄の会計年度の次の会計年度	○・三
右欄の会計年度の次の会計年度	○・三
右欄の会計年度の次の会計年度	○・二

3

前条第一項の規定に基づき設置道府県に交付する交付金の交付限度額及び交付期間は、次の表の地域の欄に掲げる設置道府県の区分に応じ、同表の金額の欄に掲げる金額及び同表の交付期間の欄に掲げる期間とする。ただし、その区域内に原子力発電施設等が設置された道県以外の道府県であつて、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道府県に対し交付する交付金の交付限度額については、同表の金額の欄に掲げる金額から、前条第一項の規定に基づき当該原子力発電施設等が設置された道県に対して交付する交付金の交付額を減じた金額とする。

表

地域	金額	交付期間
<p>設置道府県のうち、設置道府県が策定する地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。）において設定される原子力災害対策重点区域の人口が三十万人以上であり、かつ、原子力防災会議（原子力基本法第三条の三の規定により設</p>	<p>四十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一）の会計年度における交付金の交付限度額は、影響等を勘案し、十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額）</p>	<p>第七条第一項の規定により措置に係る交付金の交付の決定の通知を最初に行つた日の属する会計年度から起算して五会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間</p>

<p>置されている原子力防災会議をい う。）において、避難計画を含む 原子力施設等が設置されている区 域の緊急時における対応が原子力 災害対策指針等に照らして具体的 かつ合理的であると了承されてい ないもの</p>	<p>右記以外の設置道府県</p>
	<p>二十億円を超えない範囲内におい て経済産業大臣が決定する額（一 の会計年度における交付金の交付 限度額は、影響等を勘案し、五億 円を超えない範囲内において経済</p>

(交付期間の特例)

第五条 経済産業大臣は、原子力発電施設等の運転の円滑化に資するために特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず、別に経済産業大臣が定める期間を交付期間とすることができる。

(交付申請)

第六条 交付金の交付の申請をしようとする道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（ただし、この条の規定に基づき行われる最初の交付の申請については、この限りでない。）に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書及び申請者が対象道県である場合にあつては、作成した地域活性化中長期計画、申請者が対象市町村である場合にあつては、作成した地域活性化中長期計画（対象市町村の区域内に設置された原子力発電施設の廃止により、当該市町村の区域の住民の生活、経済及び社会に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響の緩和に向けた中長期的な計画であつて、第四条第二項に規定する交付限度額の範囲内で交付金の交

付を決定するに当たって経済産業大臣が考慮するものをいう。次条第四項において同じ。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第七条 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認めるときは、交付金の

交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 経済産業大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十二条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による通知をしたときは、当該通知を受けた申請者（以下「交付金事業者」という。）から前条第一項の規定により提出された地域振興計画又は地域活性化中長期計画の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付の条件）

第八条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一 第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分

された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二 経済産業大臣が前条第一項の規定により交付金の交付を決定した事業又は交付金事業者が作成した地域振興計画に基づく事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、経済産業大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第九条 交付金事業者であつて、第七条第一項に規定する交付金交付決定通知書に記載された交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第七条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第三による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第十条 交付金事業者は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第四による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第十一条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあつては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第五による実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が

明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第六による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第十二条 経済産業大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があつたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第七条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第八条の規定により付された条件に

適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき交付金事業者の議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれる場合は、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十九条第二項で定めるところにより、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一 交付金事業の名称

二 交付金事業の実施場所

三 交付金事業の概要

四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(交付金の支払)

第十三条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。た

だし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第七による交付金支払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第十四条 交付金事業者は、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が

充てられる事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む。）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、当該年度の終了後速やかに、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

- 第十五条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第八により、速やかに、経済産業大臣に報告しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の報告があつた場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 第十二条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

(交付の決定の取消し)

第十六条 経済産業大臣は、第八条第四号の規定による交付金事業の中止又は廃止に係る申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第七条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(財産処分の制限)

第十七条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従つて、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。)を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し

付け又は担保に供しようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に指定する財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(交付金事業の経理)

第十八条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第十九条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第二十条 申請者又は交付金事業者は、第六条第一項の規定に基づく交付の申請、第八条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報

告、第九条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第十条の規定に基づく状況の報告、第十一条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第十三条第二項の規定に基づく支払の請求、第十四条第一項に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第十五条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第十七条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十一条 経済産業大臣は、第七条第一項の規定に基づく通知、第八条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第十二条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第十五条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第十四条第二項の規定に基づく納付命令、第十五条第二項の規定に基づく返還命令、第十六条の規定に基づく取消し若しくは変更、又は第十七条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

第一条 この告示は、平成二十七年十月十六日から施行し、平成二十七年度予算から適用する。

第二条 東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下、「福島第二原子力発電所」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言及び同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示がされた事情その他の事情を考慮して、福島第二原子力発電所が設置されていた市町村に対してそれぞれ交付することのできる交付金の交付限度額は、第四条の規定にかかわらず、廃止会計年度の翌会計年度から起算して十会計年度までの期間において会計年度ごとに九億七千万円とし、廃止会計年度の翌会計年度から起算して十一会計年度から二十会計年度の期間までにおいては、九億七千万円に、第四条第二項の表の上欄に掲げる年度に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額とする。この場合において、同表中「廃止会計年度」とあるのは「廃止会計年度から起算して十会計年度」と読み替えるものとする。

第三条 令和八年三月三十一日までに、原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した場合、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額

及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であつて、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一 交付限度額 地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、二十五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額）

二 交付期間 当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して六会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間

第四条 令和五年三月三十一日までに、道県知事がその道県の区域内に設置された原子力発電施設等の稼働に対する理解等を表明した場合であつて、当該原子力発電施設等を設置する者が当該原子力発電施設等を原子炉等規制法第四十三条の三の六第一項第四号に規定する原子力規制委員会規則で定める基準に適合させるための措置を講ずることにより、当該原子力発電施設等（前条に定める場合に該当するもの

を除く。）の稼働状況が相当程度変化するまでの期間が長期に及ぶ等の特別の事情があり、原子力発電施設等の運転の円滑化に資するために経済産業大臣が特に必要と認める場合は、当該原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額及び交付期間は、第四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、その区域内に設置された当該原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県以外の道県であつて、当該原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県が作成する地域振興計画に係る交付金の交付限度額については、第一号に掲げる金額に二分の一を乗じた金額とする。

一 交付限度額 地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、十億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額（一の会計年度における交付金の交付限度額は、当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、五億円を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する額）

二 交付期間 当該地域振興計画ごとに、影響等を勘案し、当該地域振興計画が認められた日の属する会計年度から起算して三会計年度を超えない範囲内において経済産業大臣が決定する期間

附 則（経済産業省告示第百十六号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（経済産業省告示第八十八号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（経済産業省告示第二百四十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（経済産業省告示第八十号）

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号。以下この項において「交付規則」という。）

第三条第三項の規定に基づき認められた地域振興計画に基づき交付される交付金の交付限度額及び交付期間については、この規則による改正後の交付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（経済産業省告示第四十六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（経済産業省告示第七十四号）

この告示は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（経済産業省告示第六十八号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（経済産業省告示第三百三十六号）

この規則は、令和三年六月三十日から施行する。

附 則（経済産業省告示第百八十号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年十月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にその区域内に設置された原子力発電施設等の稼働状況が相当程度変化した道県（原子力発電施設等が設置された市町村に隣接する市町村をその区域内に含む道県を含む。以下同じ。）

及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の三の三十二第二項の認可を受けた原子力発電施設等の稼働に対する理解等を表明した道県に対する交付金の交付については、この規則による改正後の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第三条第一項、第四条第一項及び附則第四条の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則（経済産業省告示第百三十七号）

この告示は、令和五年六月三十日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付申請書
殿

年 月 日

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 6 条第 1 項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付事業

1. 交付金事業の内容
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
4. 交付対象経費
5. 交付を受けようとする額
6. 交付金事業の着手及び完了予定日
（備考）（1）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
（2）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

I. 総括表

(単位：円)

収		入		支		出	
イ	自己資金			交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)			
ロ	起債又は借入金						
ハ	その他						
ニ	交付金						
	合	計		合	計		

(備考) 基金処分類、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。

II. 個表

1～n. 事業名 (措置名)

(単位：円)

収		入		支		出	
イ	自己資金			イ	事業費		
ロ	起債又は借入金			(1)	工事費		
ハ	その他			(2)	用地費及び補償費		
ニ	交付金			(3)	調査設計費		
				(4)	設備費		
				(5)	調査費、広報費及び研修費		
				(6)	維持運営費		
				(7)	事業運営費		
				(8)	附帯雑費		
				(9)	一般事務費		
				ロ	補助金		

		(1) 補助金 (2) 一般事務費 ハ 出資金 (1) 出資金 (2) 一般事務費 ニ 貸付金 (1) 貸付金 (2) 一般事務費 ホ 基金造成費 (1) 事業運営基金 (2) 施設整備基金 (3) 維持補修基金 (4) 維持運営基金 (5) 一般事務費	
合	計	合	計

- (備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。
(2) 基金処分額、給付金その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。
(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

III 支出内訳等

1. 事業名 (措置名)

イ 事業費

(1) 工事費

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(単位：円)

(2) 用地費及び補償費

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(単位：円)

(3) 調査設計費

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(単位：円)

(4) 設備費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(5) 調査費、広報費及び研修費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(6) 維持運営費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(7) 事業運営費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(8) 附帯雑費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

(9) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合	計						

□ 補助金

(1) 補助対象先名

(2) 補助対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費					
その他					
合 計					

(備考) イの費目に準じて記入のこと。

(3) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

ハ 出資金

(1) 出資対象先名

(2) 出資対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。

(3) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

ニ 貸付金

(1) 貸付対象先名

(2) 貸付対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) イの費目に準じて記入のこと。

(3) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交 付 金 充 当 額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

亦 基金造成費

(1) 事業運営基金

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(2) 施設整備基金

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(3) 維持補修基金

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(4) 維持運営基金

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(5) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

様式第 2 (第 6 条関係)

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業計画書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

交付金事業計画

事業名 (措置名)

(事業費 補助金 出資金 貸付金 基金造成費)

(単位：円)

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	開始・完了 予定年月日	事業費等	交付金	間接交付金額	備考
施設の整備 にあつては 施設ごとに 記載するこ と。								

(備考) (1) 交付金事業の事業ごとに作成すること。

(2) 交付金事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあつては、当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を、基金造成である場合にあつては、当該基金による事業の概要を記入すること。

(3) 備考欄については、発電用施設等の名称等を記入すること。

(4) 該当すべき事項がないときは、記載を省略することができる。

添付資料

- ① 交付金事業の実施場所の付近見取図
 - ② 施設等の配置図、平面図等
 - ③ 事業費等の積算の根拠
 - ④ 施設等の運営計画が確認できるもの
 - ⑤ 事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
 - ⑥ 基金造成にあつては、全体計画が確認できるもの
 - ⑦ その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）
- (注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。
(2) ⑤については、
イ 様式第6を用いて作成すること。
ロ 同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

様式第 3 (第 9 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付申請取下届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備
支援事業交付金の交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、原子力発電施設等立地地域基盤整備支
援事業交付金交付規則第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。
記

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

様式第 4 (第 10 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業実施状況報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日 付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金に関し、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 10 条の規定により下記のとおり報告します。

記

(単位：円)

措置名	個別 事業名	交付決定時の 事業費 (うち交付金 充当予定額) ①	支払済額 (うち交付金額) ②	支払見込額 (うち交付金額) ①-②	摘 要

- (注) (1) 摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。
 (2) 二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。
 (3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A4 とし、横位置とすること。

様式第 5 (第 1 1 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業実績報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日 付け第

号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備
支援事業交付金にかかる交付金事業 } は 年 月 日をもって完了 (終了、廃止) しましたので } 原子
力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 1 1 条第 1 項の規定により下記のとおり報告します

記

I 交付金事業の実施状況

1. 交付金事業の名称及びその内容
2. 交付金事業の着手及び完了月日
3. 交付金事業収支状況 (明細は別紙のとおり)
4. 添付書類

①補助規則、基金条例等の事業の概要が確認できる資料 (申請書に添付している場合は除く。)

②その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料

(備考) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

別紙
I 総括表

(単位：円)

収入		支出	
イ 自己資金		交付金事業に要する経費 (うち交付対象経費)	
ロ 起債又は借入金			
ハ その他			
ニ 交付金		合	
計		計	

(備考) 基金処分額、給付金その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。

II 個表

1～n. 事業名 (措置名)

(単位：円)

費 目	予 算 額 ①	本年度実績 ②	増減額 ①－②	交 付 金		
				交付決定額 ③	支出額	
					実績 ④	増減額 ③－④
イ 事業費						
(1) 工事費						
(2) 用地費及び補償費						
(3) 調査設計費						
(4) 設備費						
(5) 調査費、広報費及び研修費						
(6) 維持運営費						
(7) 事業運営費						
支						

出	(8) 附帯雑費							
	(9) 一般事務費							
	補助金							
	(1) 補助金							
	(2) 一般事務費							
	ハ 出資金							
	(1) 出資金							
	(2) 一般事務費							
	ニ 貸付金							
	(1) 貸付金							
	(2) 一般事務費							
	ホ 基金造成費							
	(1) 事業運営基金							
(2) 施設整備基金								
(3) 維持補修基金								
(4) 維持運営基金								
(5) 一般事務費								
小計								
その他								
合計								
収入	イ 自己資金							
	ロ 起債又は借入金							
	ハ その他							
	小計							
ニ 交付金								
合計								

- (備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。
 (2) 基金処分額、給付金、その他交付金以外の国庫補助金等の収入は「ハ その他」に記載すること。
 (3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

III 経費別内訳書

1. 事業名 (措置名)

- イ 事業費
 (1) 工事費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金 額			完了年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						決 算 額		計				
						支 払 額	支 務 額					
計												

(単位：円)

(2) 用地費及び補償費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金 額			完了年月日	支払年月日	交付金充当額	備考
						決 算 額		計				
						支 払 額	支 務 額					
計												

(単位：円)

(3) 調査設計費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金		額			完了日	支払日	交付金額	備考
						予算額	決算額	支払額	算入額	義務額				
計														

(単位：円)

(4) 設備費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金		額			完了日	支払日	交付金額	備考
						予算額	決算額	支払額	算入額	義務額				
計														

(単位：円)

(5) 調査費、広報費及び研修費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金		額			完了日	支払日	交付金額	備考
						予算額	決算額	支払額	算入額	義務額				
計														

(単位：円)

(6) 維持運営費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金		額			完了 年月日	支払 年月日	交付金額 充当額	備考	
						予算額	決算額	決 算 額	支 払 額	支 義 務 額					計
計															

(7) 事業運営費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金		額			完了 年月日	支払 年月日	交付金額 充当額	備考	
						予算額	決算額	決 算 額	支 払 額	支 義 務 額					計
計															

(8) 附帯雑費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金		額			完了 年月日	支払 年月日	交付金額 充当額	備考	
						予算額	決算額	決 算 額	支 払 額	支 義 務 額					計
計															

(9) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金額 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支済 額	支払 額				
計												

ロ 補助金
(1) 補助金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金額			完了 年月日	支払 年月日	交付金額 充当額	備考
						予算額	決算額					
							支済 額	支払 額				
計												

(備考) 補助対象事業についての費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金		額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考	
						予算額	決算額	決算	支払額	義務額					計
計															

(単位：円)

ハ 出資金
(1) 出資金

種別	出資金額 交付金充当額	別	予 算 額	決 算 額	出資年月日	備 考

(単位：円)

(備考) 出資対象先の概要 (定款・組織・事業内容等) が確認できる資料を添付すること。 (ただし、交付申請時に添付している場合は省略できる。)

(2) 一般事務費

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約 年月日	金		額			完了 年月日	支払 年月日	交付金 充当額	備考	
						予算額	決算額	決 算	支 払	義 務					計
計															

(単位：円)

二 貸付金
 (1) 貸付金

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額		完了日	支払年月日	交付金額 充当額	備考
						予算額	決算額				
計											

(備考) 貸付対象事業についての費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	金額		完了日	支払年月日	交付金額 充当額	備考
						予算額	決算額				
計											

ホ 基金造成費

(1) 事業運営基金

(単位：円)

種 別	予 算 額	決 算 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) 基金ごとに記入すること。

(2) 施設整備基金

(単位：円)

種 別	予 算 額	決 算 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) 基金ごとに記入すること。

(3) 維持補修基金

(単位：円)

種 別	予 算 額	決 算 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) 基金ごとに記入すること。

(4) 維持運営基金

(単位：円)

種 別	予 算 額	決 算 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) 基金ごとに記入すること。

(5) 一般事務費

(単位：円)

種別	仕様	数量	単価	契約者	契 約 年 月 日	金 額			完 了 年 月 日	支 払 年 月 日	交付金 充当額	備 考
						予 算 額	決 算 額					
							支 払 額	支 義 務 額				
計												

(注) (1) 交付金事業収支及び経費別内訳書の予算額の欄は、交付決定通知書に記載された交付事業に要する経費をいう。

(2) 経費別内訳書の備考の欄には、予算額と決定額とが著しく異なるときにその理由を記載すること。

(3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

IV 財産一覧表

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第17条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	検 収 年月日	交付金 充当額	保管・ 設置場所	耐用 年数	備 考
計										

(備考) 耐用年数の欄には交付規則第17条第2項ただし書に規定する経済産業大臣が別に指定する財産の処分制限期間を記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第 6 (第 1 1 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業評価報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金にかかる交付金事業の成果の評価について原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 1 1 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表 (年度)

(単位：円)

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に 要した経費	交付金充当額	備考

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表 (年度)

番号	措置名	交付金事業者名又は間接交付金事業者名			交付金事業の名称		
		年度	事業終了 (予定) 年度	年度	年度	年度	年度
	交付金事業実施場所						
	交付金事業の概要						
	交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標						
	事業開始の年度						
	事業期間の設定理由						
		成果目標	成果指標	成果実績 目標値 達成度	単位	評価年度	年度
	交付金事業の成果目標及び 成果実績	評価年度の設定理由					
		交付金事業の定性的な成果及び評価等					

評価に係る第三者機関等の活用の有無						
		活動指標		単位	年度	年度
交付金事業の活動指標及び活動実績				活動実績		
				活動見込		
		達成度				
交付金事業の総事業費等		年度	年度	年度	備考	
総事業費						
交付金充当額						
交付金事業の契約の概要						
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額
交付金事業の担当課室						
交付金事業の評価課室						

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄は、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
 - (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
 - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
 - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。

- (7) 評価年度及び評価年度の設定期由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
- (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途報告を行うこと。なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
- (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合には、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けると。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。

様式第7 (第13条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金支払請求書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備
 支援事業交付金の精算払 (第 回概算払) を受けたので、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付
 金交付規則第13条第2項の規定により下記のとおり請求します。
 記

1. 金 円也
2. その請求額の内訳
3. 概算払を必要とする理由 (概算払の請求をするときに限る。) (精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②

(概算払の場合)

(単位：円)

費目	交付決定		前回概算 払までの		今回概算払対象の			前回概算 払までの 交付金額 ④	請求額 ①+②- ④
	交付対象 経費	交付の 金額	支出 経費	所要 交付金 ①	支出 経費	所要 交付金 (実績) ②	所要 交付金 (見込) ③		
1～n. 事業名 (措置名) イ 事業費 (1) 工事費 (2) 用地費及び補償費 (3) 調査設計費 (4) 設備費 (5) 調査費、広報費及び研修費 (6) 維持運営費 (7) 事業運営費 (8) 附帯雑費 (9) 一般事務費 ロ 補助金 (1) 補助金 (2) 一般事務費 ハ 出資金 (1) 出資金									

(2) 一般事務費																			
ニ 貸付金																			
(1) 貸付金																			
(2) 一般事務費																			
ホ 基金造成費																			
(1) 事業運営基金																			
(2) 施設整備基金																			
(3) 維持補修基金																			
(4) 維持運営基金																			
(5) 一般事務費																			
合 計																			

(備考) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。
(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第 8 (第 1 5 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金に係る消費税額及び
地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、原子
力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第 1 5 条第 1 項の規定により下記のとおり報告しま
す。

記

1. 交付金額 (交付規則第 1 2 条第 1 項による額の確定額) 円
 2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 円
 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
 4. 交付金返還相当額 (3. - 2.) 円
- (注) (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

様式第9 (第17条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業財産処分承認申請書

年 月 日

殿

住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則第17条第2項の規定により下記のとおり申請します。
記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処 分 の 理 由

- (注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載すること。
 (2) 処分後に自己使用をする場合はその用途を記載すること。
 (3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

(相手方がある場合)

2. 相手方

- ①住所
- ②氏名
- ③使用の目的
- ④使用の場所
- ⑤使用の条件
- ⑥その他特記すべき事項

様式第 1 0 (第 1 9 条関係)

年度原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金調書

(単位：円)

国	交付金額	入		出		備考	
		歳入	歳出	歳入	歳出		
歳出 科目	交付 の額	科目 予 算 現 額	科目 予 算 現 額	うち 交付 金額 相当額	翌年度 繰 越 額	うち 交付 金額 相当額	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。